

ひめしゃら

ひめしゃら法律事務所ニュース
2013年11月5日号

vol.8



ひめしゃら法律事務所 〒190-0014 東京都立川市緑町7-1 アーバス立川高松駅前ビル1F
TEL. 042-548-8675 FAX. 042-548-8676
http://www.himesyara.com



ひめしゃら法律事務所 講演会 「憲法改正を考える」

講演 東京大学大学院総合文化研究科教授
高橋 哲哉 先生



参議院選挙での自民党の大勝をつけて、憲法改正の動きが急速に進んでいます。

当事務所では本年7月27日東京大学大学院総合文化研究科教授の高橋哲哉先生をお招きして「憲法改正を考える」という講演会を開きました。立川グランドホテルの会場には約50名の皆さまが集まりました。講演後には熱心な質問が相次ぎました。高橋先生の講演の全内容は当事務所のホームページに掲載いたしますので、ここでは安倍首相の歴史認識から憲法改正のねらいを説明した部分をご紹介します。

安倍首相の 歴史認識と憲法「改正」

安倍首相の歴史認識 その1

まさに「戦後レジームからの脱却」が日本にとって最大のテーマであることは私が前回総理を務めていた5年前と何も変わっていないのです。今回の総選挙で自民党は「日本を、取り戻す。」というスローガンを掲げています。これは単に民主党政権から日本を取り戻すという意味ではありません。敢えて言うなら、これは戦後の歴史から、日本という国を日本国民の手に取り戻す戦いであり、

『新しい国へ』文春新書 p. 254

『新しい国へ』

は今年の1月に出版されたのですが、総選挙に勝った後で参議院選挙をにらんで出したということになります。この本の一番最後のところにある文章がこれです。

戦後レジームからの脱却、これこそが自分の目標だ。それは日本を取り戻すということなんだ。戦後の歴史から日本という国を日本国民の手に取り戻す。

というわけです。

これは私もちよつと尋常ではないと感じるんですね。つまり、戦後の歴史によって日本人は国を奪われていた。だから、強い日本を戦後の歴史から取り戻すんだ

じゃあ、強い日本っていつどこにあったのかということなのですけれども、戦前、戦中の日本を取り戻すのか。論理的にはそうなるんですけども、その辺をあいまいにして、とにかく強い日本がどこにかつてあったような感じで、それを取り戻すと言っているわけです。したがって、彼の憲法改正というアジェンダ



首相の歴史認識と憲法「改正」

どう思われますか。これはもう矛盾しているのでしょうか言いたくないですね。戦後半世紀、自由と民主主義、基本的人権、国際平和に貢献、これはもう平和憲法のもとでの軍事的ではない貢献ということになりますよね。これは世界中から見られていました。日本人自身がつくり上げた形であって、堂々と胸を張るべきであって、今後も決して変えるつもりはないということですから、じゃあ戦後レジームでいいじゃないかということに論理的にはなるはずなのですが、その辺の

矛盾をもととせず、こういう本が出され、またこういう主張がなされているということなんです。種を明かしますと、この2番目の文章は靖国参拝問題のところまで書かれています。というの、日本の首相が靖国神社に参拝すると軍国主義が復活するんじゃないかというふうな中国人や韓国人が思っている。しかし、そんなことはない。日本は戦後50年、自由と民主主義、国際平和への貢献、こういうことをやってきたんだから、これは決して変えるつもり

(行動計画)は、彼にとっては戦後のレジームからの脱却の完成であるということになるわけです。

ただ、私は彼の歴史認識というものが

信用できないのは、例えば次の文章を見てください。

安倍首相の歴史認識 その2

日本の国は、戦後半世紀以上にわたって、自由と民主主義、そして基本的人権を守り、国際平和に貢献してきた。当たり前のようにだが、世界は日本人のそうした行動をしっかりと見ているのである。日本人自身がつくりあげたこの国のかたち、わたしたちは堂々と胸を張るべきであろう。わたしたちは、こういう国のあり方を、今後もけつして変えるつもりはないのだから。

(同上 p.73)

高橋 哲哉 先生 profile

(たかはし てつや)

1956年福島県生まれ。東京大学教養学部卒業。現在東京大学大学院総合文化研究科教授。専門分野は哲学。著書『犠牲のシステム 福島・沖縄』『戦後責任論』『教育と国家』等



がないんだと言っているわけです。要するに、場面場面で戦後の評価を使い分けられているふうなしか思えないということなんです。

安倍首相の歴史認識 その3

安倍内閣として、村山談話をそのまま承継しているわけではない。

(参議院予算委員会、2013.4.22)

安倍首相の歴史認識 その4

侵略という定義は学問的にも国際的にも定まっておらず、国と国との関係でどっちから見るかによって異なる。

(同上 2013.4.23)

3から6は直接に歴史認識にかかわるところで、日本の1945年以前の戦争や植民地支配に関する歴史認識です。ご存じのように村山談話というのは1995年、戦後50年の年に当時の村山富市首相が首相談話という形で閣議決定して出したものですけれども、この年は戦後50年なので国会で不戦決議等々をしたけれども、国会での決議の中に過去の戦争、植民地支配に対する反省の表現がうまく盛り込まなかったということ、首相の談話が出されたわけです。我が国は遠くない過去の一時期、国策を誤り植民地支配と侵略によって周辺アジア諸国の人々に多大な損害と苦痛を与えた。この疑うべくもない歴史の事実に対する強い反省をもって我が国の今後を考えていくという趣旨の談話なわけです。

村山政権以後、慰安婦問題やその他、靖国問題、さまざまな問題で中国や韓国

との間に問題が生じると、歴代の政権は村山政権談話を継承しています。歴史認識に変化はありませんと言って凌いできた。ですから、戦後日本の自民党政権も含めて、政府の基本的な歴史認識としては、公になっているものとしては村山談話ということになるわけです。

ところが、安倍首相は第一次政権から一貫してこの村山談話を見直したいと言ってきたわけです。慰安婦問題で国の関与を認めて政府としてお詫びをした河野洋平官房長官の談話についても、あの談話の中には強制という言葉が含まれているので、強制連行をした資料はないので、これについて河野談話は見直すべきだと主張してきたわけです。それとの関連で、侵略という定義は学問的にも国際的にも定まっていなくて、国と国の関係でどちらから見るかで異なると言っています。これは、要するに村山談話の中に



憲法改正を考える 安倍

「我が国は遠くない過去の一時期、植民地支配と侵略によって」というふうに入

安倍首相の歴史認識 その5

過去の政権の姿勢を全体として受け継いでいく。歴代内閣（の談話）を安倍内閣としても引き継ぐ立場だ。（日本が）侵略しなかつたと言ったことは一度もない。

（同上 2013.5.15）

このような発言を続けてしたものですから、これが韓国あるいは中国で反発を受けました。のみならずアメリカのワシントンポストやニューヨークタイムズ等の主要なメディアで社説で取り上げられ、安倍首相は歴史修正主義者であると。歴史修正主義者というのは、一般にもう定まった歴史認識を無理にひっくり返そうとする人間であるという考え方ということなのですが、そのように批判をされ、さらにはアメリカの議会の調査局の報告書でも歴史修正主義者だと言われてしまったのです。

結局、アメリカからの批判が一番効いたのだと思いますが、この5番目の発言で過去の政権の姿勢を全体として引き継いでいくという、ややあいまいな言い方で発言を修正しました。他国が間違っていることだって合理的

っているのです、その侵略について言っているわけです。

安倍首相の歴史認識 その6

（一連の橋下氏の発言は）私、安倍内閣、自民党の立場とまったく違うとはつきり申し上げたい。

（同上 2013.5.15）

には当然あり得るわけですが、これは私は首相の歴史認識に無理があると思っています。

6番の発言は、これは大阪の橋下徹市長が慰安婦問題について行った発言について、安倍首相は私の考えとは違う、と言っているのですけれども、実は昨年、政権に就く前の産経新聞なんかを見ますと、橋下氏は戦いの同志であるとして河野官房長官の談話を批判しています。戦いの同志だと言っていた人に対して、これだけ全く違うと言わざるを得なかったのは、橋下氏の発言がアジアだけではなくてアメリカの批判を引き起こしたということが大きいだろうと思います。

安倍首相のねらいは？

要するに戦後レジームからの脱却という歴史認識のもとに、日本国憲法を改正



しようとしているわけですが、なぜ戦後レジームから脱却しなければならぬのか。安倍首相の頭の中では、やはり1945年敗戦以前の歴史が決して間違っていないかつたんだということなんです。そうすると、戦後のものではなくて1945年以前の帝国憲法、明治憲法そのものとは言わないまでも、やはりそちらに近い方向に憲法を引き戻したいというのが、私は憲法改正草案の至るところに見られることだと思っています。

自民党の憲法改正草案とは

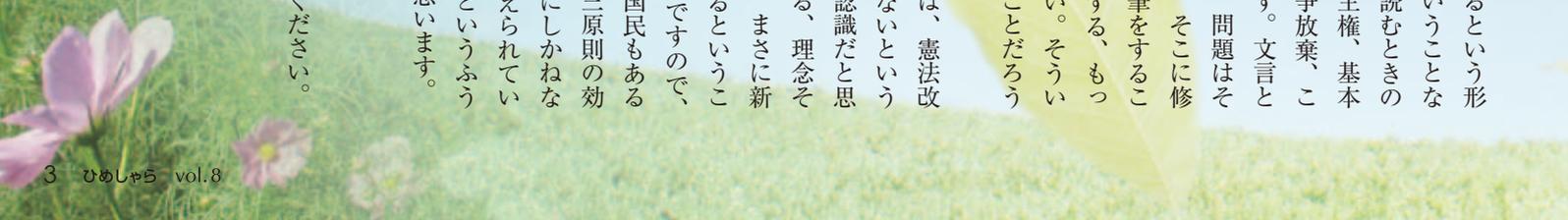
自主憲法制定といっても全面的に新しい憲法をつくるということは無理があるのでできない。そのかわりに現憲法に基

づいて至るところに手を加えるという形で憲法改正草案をつくったということなのです。この憲法改正草案を読むときのポイントは、主権在民・国民主権、基本的人権の尊重、平和主義・戦争放棄、これらの三原則は残されています。文言としてはつきり残されています。問題はそういう文言を残しながら、そこに修正を加え、あるいは新たな加筆をすることによって、その原則が後退する、もつと言えば骨抜きにされかねない。そういう改正案になっているということだろうと思っています。

そもそも現行憲法の三原則は、憲法改正という枠の中では変えられないというのが、憲法学的にも一般的な認識だと思います。つまり、原則を変える、理念そのものを変えるということは、まさに新憲法制定、別の国の形をつくるということになってしまいうわけです。ですので、文言として残す。そうすれば国民もある程度安心する。しかし、その三原則の効力を弱める、あるいは骨抜きにしかねない、そういう修正案が書き加えられているところ、問題があるというふう

に思っただけだればいいと思います。（文責 編集部）

■全文はホームページをご覧ください。





原発損害賠償請求の現状

被災者支援弁護士団

丸山輝久団長に聞く

INTERVIEW

◆原子力紛争解決センターの限界

問 被災者支援弁護士団でやっているのはすべて原子力損害賠償紛争解決センター申立つまりADRで、訴訟はないんですね。

丸山 いまのところセンター申立に特化しています。しかしADRでは最終的解決としてどうにもならない部分があります。またADRの限界も感じます。

問 ADRの限界ということをいわれましたが。

丸山 第一に今のセンターの体制では被害救済に十分に対応できません。パネラー200人、調査官200人（その後、少し増えましたが）では殺到する申立を裁き切れず、新件はたまる一方です。

第二に、センターには創造的にADR制度を運営していく力がありません。東電が勝手に作った基準を



打ち破ることができず、事実上東電

基準にしばられてしまっています。

2012・12・5の和解案尊重の約束によってセンターは実質的に裁断型のADRになったと思うのです。センターの自主性を發揮して自分で適正な基準を作って東電に対しても正しいと思う和解案を出したらいいのです。今のセンターには、その気概がない、と感じています。

◆訴訟について

問 では訴訟をやるという動きはありますか。

丸山 あります。具体的には2つのグループで、1つは阿武隈会という30世帯くらいの人たちが、もう1つは南相馬の鹿島地区の人たちで、ここは汚染地区でなくて、自主避難地域です。いずれもADRでの解決にはなじみにくいところなので、訴訟をやりたい

問

いと言っています。訴訟について弁護士団内の意見はまとまっていますか。

丸山

弁護士団の中は意見が分かれていますが、消極意見は主として国家賠償訴訟についてのものですが、2つあります。

1つは国を相手になぜやるのかという、国家と闘うことへの抵抗感を示す人たちです。もう1つは訴訟技術面で、訴訟で責任論をやる必要があるのかという意見、つまり相手を東電だけにした場合は無過失責任ですから、論点は因果関係にしなければならず、論点は因果関係をしなければならぬ、負担は大変大きくてそれだけの効果が期待できるか、というものです。

訴訟提起そのものについては、この弁護士団の成り立ちのそもそものが、平成11年当時ADRで行こうという合意で作ったもので、訴訟をやることは視野に入っていなかったという疑念も出されています。

私はADRだけでは問題の全部を解決するのは無理なので訴訟をやるべきだと思いますし、その際に原発被害の救済とともに原発推進という国策にけじめをつけるためには国賠は避けられないと考えています。

問 訴訟には弁護士団全体で取り組むことになりますか。

丸山

その点についてはこれから議論しますが、弁護士団は被災者の救済、ということでは一致していますが、原発では一致できないかもしれませんが、原発推進という国策を問うという点で、原発的に受けとられがちです。原発は政治的課題ですから、今の弁護士団で取組めなかったときはどうするか、ということは、まだ、これからの課題です。

◆面会後の感想

400人に及ぶ団員を束ねつつ、被災者の期待を背に日々奮闘する丸山団長は過労で一時期体調に不調を来したこともあったことですが、訴訟提起をやらんで、闘志満々と見えました。

（7月13日 宮本康昭、杉井巖一弁護士面会）



私の原点

歌手◎佐藤真子さん

「今、世の中で何が起きているのか、わかっているの!」と、朝刊をたたきつけたのは、私の母です。

—「反核・日本の音楽家たち」新人オーディション出場者募集—の記事でした。私の行動について意見を言わない母でしたが、その日は、いつもの穏やかな母とはちがいました。

芸大音楽科を卒業した年の6月、4年に1度行われるチャイコフスキーコンクールがありました。恩師が審査委員ということもあり、まだソ連だったモスクワへ行きました。帰ったばかりの私は、世界の音楽レベルをまざまざと知らされ、右往左往していたのです。それでも、はじめの海外旅行でしたので、夢見心地のその余韻に浸る私もありました。そんな私に、母が喝を入れた一瞬でした。

「反核・日本の音楽家たち」は、1982年に作曲家芥川也寸志らの呼びかけで、産声を上げました。核兵器廃絶と戦争のない平和な世界を願い、ジャンルを超えた音楽家たちが結成した画期的なものでした。
新人オーディションに合格した私は、各地の「反核コンサート」に出演しました。湾岸戦争が勃発したときは、「湾岸戦争反対 平和セツ



「シオン」が日比谷公会堂で行われ、「死んだ男の残したものは」をうたいました。ピアノ林光・解説武満徹、新人の私にとっては夢のような音楽家に支えられた演奏でした。武満先生は、1965年ベトナム戦争が勃発した年に、「ベトナム平和を願う市民の集会」のために作曲したと話されました。音楽家たちが反戦を掲げ命を懸ける覚悟は、私の原点となっています。

profile

- 東京藝術大学音楽学部声楽科卒業
- 1986年 平塚らいてう生誕百年祭「元始 女性は太陽であった」初演
- 「反核・日本の音楽家たち」新人オーディション合格
- 1991年 音楽家たちの平和セッション2.24出演
- 1988～93年 日本テレビ「ルックルックこんにちは—このころの歌—」出演
- 1991年～「佐藤真子 心をうたう」開催
- 2002～2012年「平和への想い」開催
- 2011年 長編ドキュメンタリー映画「戦没画学生慰霊美術館 無言館」主題歌をうたう
- 9条の会など、全国各地のコンサート出演

とっておきの話

連載 7

佐藤 真子 (さとう まさこ) さん

位置が必要なのではないでしょうか。戦争に翻弄された音楽家たちの才能と命が奪われました。その無念さと怒りを心に刻み、あの戦争の時代には決して戻ることのないよう、憲法9条を守り抜く決意で、私はうたいつづけています。
音楽家として。16歳の娘の母親としても。そして、あの朝の母に感謝しつつ……。

1932年、プロレタリア音楽同盟に加盟した作曲家吉田隆子は、投獄をくりかえしながらも反戦を貫き通し、戦後、与謝野晶子の「君死にたまふことなかれ」や大塚楠緒子の「お百度詣で」などの反戦詩を作曲しました。抑圧された時代を生き抜いた音楽家の信念と情熱の作品です。これらをうたうとき、心の奥から熱くこみあげてくるものがあります。その時代の私たちの慟哭が聞こえてきます。音楽家は、常にぶれることのない立ち

第2次新横田基地騒音公害訴訟始まる

弁護士 杉野 公彦

約1,000名の原告が国に対し、横田基地の航空機の離発着等の差止め及び損害賠償の支払いを求め「第2次新横田基地公害訴訟」が本年3月26日東京地方裁判所立川支部に提起され(二次提訴は同年7月31日提訴)、同年7月10日、第1回口頭弁論期日が実施されました。

これまで横田基地公害訴訟において、裁判所は、原告らが被った過去分の被害に対する損害賠償の支払を命じましたが、原告らが求める航空機の飛行差止め等と、差止め等がなされるまでの将来の損害賠償の支払を国に命じる部分は、認められてきませんでした。

横田基地公害訴訟は1976年に始まり、1996年の2度目の提訴を経て、いよいよ今回3度目の提訴となります。

原告らが求める航空機の飛行差止めを国に命じ、飛行差止めがなされるまで原告らが被害に對する損害賠償の支払を国に命じる判決を得るまで、弁護団の一員として活動を続けていきます。

事件紹介



所員のつぶやき



1990年くらい取組ん

できた日弁連の司法改革運動に

ついての総括が私にとって積年の課題でしたが、

古希を迎える少し前の今年4月、日弁連法務研究財団から

一緒に取組んだ仲間たちと「司法改革の軌跡と展望」を発刊す

ることができました。私は「司法改革の実現にむけた日弁連の運動」

と「裁判員制度の導入がもたらした刑事裁判の変化」という二つの

論文を載せています。

日弁連の司法改革運動は現在も進行中です。法科大学院、裁判官
制度改革、労働審判、被疑者国選弁護、法テラス、ひまわり公設事
務所などが具体化され、最後に実施された裁判員制度開始から

でもすでに4年が経過しています。制度ができてから弁護
士になったみなさんも少なくありません。

司法改革の大きな成果を着実に発展さ
せながら、「官僚による司法から国
民の司法へ」という司法改革の基
本目標にむけさらに努力した
と思います。



弁護士 杉野 公彦

Sugino Kimihiko

神奈川県厚木基地付近、
東京都横田基地付近と、特に選
んだわけではありませんが、こ
れまでの人生のほとんどを基地
のある町で暮らしてきました。

ですので、頭上を米軍機が飛びかい、外で遊べば米軍機
が通り過ぎるまで中断を余儀なくされ、室内では常に窓に鍵
を閉めて「窓は開けないもの」という認識がありました。

今新たに横田基地公害訴訟が提起され、家族で訴訟団に
加入すると共に、私自身は弁護団にもなりました。

子らを含む将来の世代に静かな夜を取り戻してあげ
られるよう頑張ります。



事務局 日下 努

Kusaka Tsutomu

僕は今年、42歳になっ
た。気がつけばバカボンの
パパの年齢を1歳上回ってし
まった。ある意味愕然とする。

だが現代の40代は、かつ
ての40代よりは肉体的に
も若い気がする。当然、

50代、60代などと同じことが言えよう。

ところで42歳はいわゆる「厄年」だそ
うだ。諸説あるようだが、辞書によると厄
年とは災難が降りかかるとが多いので、気
をつけなければならないとする年齢で、男は
25歳・42歳、女は19歳・33歳で、特に男
の42歳と女の33歳を大厄と言って、その
前後が前厄・後厄(あとやく)とのこ
と。まあ～気にしませんかね。



弁護士 杉井 静子

Sugii Shizuko

日々の仕事を通じて、日本社会
の貧困を痛感させられています。

「逝きし世の面影」(渡辺京二著)による
と明治初期の日本には「貧乏人はいるが貧困
は存在しない」と当時東大に招かれた米国の動
物学者モースが言っていたとのこと。貧乏
人でもそれぞれ居場所(仕事)をもち、ち
よっと働いたらすぐタバコ休憩というよう
に、自分が時間の主人公だったというのです。

今は自分の時間を得るにも金で買わなければなら
ない。また「情報」の「異常な早さ」に対応しきれなく
なっている人々。

この夏沖縄・竹富島で「ゆったり」な時間
を取り戻すことの大事さを考
えさせられました。



弁護士 杉井 厳一

Sugii Genichi

大学の関係で、弁護士業が
ままならない状況が続いており
ます。それでも、死刑事件の再審で
の量刑変更を求める意見書の作成や刑
事弁護の立場からの刑事訴訟法解
釈の提言といった仕事を少しずつ進
めています。政治情勢の変化によ

って、刑事法制をめぐる動きもままならない
状況ですが、来年春には現場復帰して、久
しぶりに刑事弁護を担当できればと
思っています。



弁護士 大出 良知

Ode Yoshitomo

今年の夏は大変暑く、最高気温
が35度を超える日が続き、気象庁の検
討会でも「異常気象」という見解が出されたほどで
した。一方、私が応援する某プロ野球チームも、今年は
春先から低空飛行が続き、11年も続けたAクラス記録が
途切れそうな「異常な？」状況です。1日の仕事を終え、
翌日の最高気温の予想を伝える天気予報とスポーツニ
ュースを見る度に、気力、体力が奪われていった気
がします。仕事に差し障りが出ないような「例年
並みの気候」と「某球団の好成績」を願っ
ています。



弁護士 伊吹 勝美

Ibuki Katsumi

敬老の日に今年初めて娘
から贈り物が届きました。2011年の
秋「ミシンでお仕事プロジェクト」の支援
をうけ縫い手さんになった人たちが、仮設住宅(未
だ!)で「おらほもあんだほもがんばっぺし!」の思い
を込めて縫っている「NPO南三陸ミシン工房」の小袋で
した。見渡す限り雑草以外何も無い南三陸の津波にのまれ鉄
骨だけになった3階建防災対策庁舎が目に見えかけました。



事務局 森元 衆代

Morimoto Tomoyo

今年6月被災地支援・連帯ツアー(4市4町訪問)に参
加し、現地で旅館のおかみさん・漁師さん・元教員の方・
食堂のご主人・町議さん等々、被災されたみなさんからあの日のこと、今ま
でのこと、これからをお聞きした貴重な機会でした。「それぞれの毎日を、
それぞれの場所で、一緒にHang in there!」のメッセージを忘れない
ようにしたいと思います。

今年の4月に、右胸に腫瘍が出来てしまい、しかもその腫瘍から膿が出てきて激痛に耐えられなくなったので、病院に行ったところ、緊急手術となりました。私は、今まで手術とかしたことがなかったので、自分でもかなりびっくりしました。医者からは、原因は分かりませんと言われ、何とも腑に落ちない感じでした。両親からは、運良く弁護士になれたのだから、その厄払いみたいなものだよと言われましたが、なかなかそういう風には割り切れないですね。健康第一というのを身にしみて感じたところです。



弁護士 高田 慎二
Takada Shinji

3年間赴任していた高知県の法テラス安芸法律事務所から東京に戻って半年以上が過ぎ、人の多さにもまた少し慣れてきました。

先日高知に旅行して安芸の方々にも再会したところ、「東京に行ってちょっとだけ白くなりましたね」と言われました。高知にいたときはサングラスに手袋で運転し、日焼け止めはもちろん塗り、外を歩くときは日傘をさすなど紫外線対策を頑張っていましたが、やはり完全には防ぎきれなかったようです。ちょっとしたことではありますが、自然の力には敵わないなあ、と実感しました。



弁護士 岸 敦子
Kishi Atsuko

自分は、日程が合わず、巻頭特集の憲法講演会に出席できませんでした。こう書くと、憲法に興味ないの？とツッコまれそうですが、滅相もございません。イタリア憲法は、明文で、刑罰の目的が受刑者の更生である旨を定め、死刑は明文で禁止されているそうです。

それに対して、日本国憲法では、この点に関する明文はありません（なお、日本では、一般的には、刑罰の主な目的は、違法行為に対する国家による報復であると考えられており、これまでの最高裁判所の判例では、現在の死刑制度は合憲だとされています）。

どっちがいい憲法なのか、社会に有益なのか、今の自分には判断できません。ただ、世界は結構広くて、そこには、現在の日本国憲法とは異なる様々な憲法があり、歴史があり、思想があることは間違いありません。絶対的な正義や、それを実現する唯一の手段が存在すると考えることは、どのような立場からのものであっても、時に危ういことだと思います。個人の魂は、きっと、もっと自由です。



事務局 両部 奈緒
Ryobe Nao

体質なのか、昔から静電気がよく起きます。さすがに夏場は起きませんが、冬の時期だと、人が触った直後のドアノブですら静電気が起きます。そんな私の、事務所での1番の敵は、実はCDデッキだったりします。開閉ボタンや再生ボタンを押す時、かなりの確率でパチっとなります（ただし、時期によって大きさが異なります）。おかげで、冬場は静電気防止ゴムが手放せません。

1. 7月27日、高橋哲哉先生を招いた事務所学習会のあとの懇談の折、私は高橋先生にワイマール憲法体制の崩壊とナチスの台頭のことを話したのだが、7月29日の麻生副首相の「ナチスに見習う」発言を知って、麻生氏が私の発言をパクったのかと思った。それほどピッタリのタイミングだった（少なくとも私が麻生氏をパクったのでないことだけは日付から証明されて良かった）。



弁護士 宮本 康昭
Miyamoto Yasuaki

2. 私が高橋先生に言ったのは次のようなことである。ドイツのワイマール体制崩壊はヒトラーのナチ党が選挙で多数を占めたところから、その糸口をつかんだものです。ナチスの政権獲得自体は暴力によったものでなく、ドイツ国民がファシズムへの道と知らずにヒトラーに信託を与えたものでした。わが国でも安倍政権は選挙で圧倒的多数を獲得することによってやすやすとファシズムへの道を歩みはじめました。



弁護士 松縄 昌幸
Matsunawa Masayuki

一昨年の事務所ニュースで、出来るだけ運動するよう心掛けたいと思います、と書きました。その後、実際にはなかなか運動することが出来ていませんでしたが、2年間を経てようやく最近、定期的に（少なくとも週に1回は）運動するようになりました。ただ走ったりすることが苦手で、それが運動を面倒臭がる原因になっていたのですが、「個人フットサル」（個人参加型のフットサルで、集まった人達でひたすら試合をします）に参加するようになり、楽しんで運動出来るようになりました。

今度こそ、運動を習慣づけたいと思います。



弁護士 中田 雅久
Nakata Masahisa

この夏、韓国で開催された反戦反核平和マラソンに参加して来ました。米軍による無差別殺戮事件のあった老斥里の平和記念公園から臨津閣までの300kmをリレー方式で走りました。



事務局 長井 健治
Nagai Kenji

韓国の学生と市民ランナー、フランスと日本の代表団による構成で、言葉や文化の違いに戸惑いまたは楽しみながら、平和の思いをスポーツを通じて共有できたことに深い感動を覚えました。遠くない日に38度線を越えて平和マラソンで南北を繋ぎたいとの主催者の願い、それはより多くの人々の声となり、必ず実現する日が来ると確信しました。

おすすめの
本

司法改革の軌跡と展望 「法と実務9号」

- 価格：3,990円（税込）
- 出版：商事法務



1990年の日弁連「司法改革宣言」により始まった司法改革は、わが国の司法制度を大きく改革しました。国民の司法参加を認めた裁判員裁判、被疑者弁護・労働審判の制度化、法テラスによる法律扶助、国選弁護の運営、法科大学院による法曹養成など。本書は当時から現在まで運動の中心を担った弁護士らによる若手弁護士に対する訴えの書です。当事務所の宮本康昭、杉井巖一弁護士も執筆しています。

家事事件手続モデル書式・文例集

編集／家事事件手続研究会
代表／杉井静子（弁護士）

- 価格：13,650円（税込）
- 出版：日本法規出版



今年1月1日から施行された家事事件手続法のもとでの新しいモデル書式・文例集です。若手はもちろん、ベテラン弁護士にとっても座右の一冊です。当事務所の杉井静子、伊吹勝美弁護士が執筆・編集にかかわっています。

お知らせ

ひめしゃら法律事務所

5周年レセプションのお知らせ

2014年6月20日（金）午後6:00～
立川駅北口・立川グランドホテル
5階カルログランデにて



当事務所は2009年4月に弁護士6名、事務局3名で発足しました。依頼者や地域のみなさまに支えられ、この間弁護士10名、事務局4名と発展し、2014年4月には設立満5周年を迎えます。つきましては6月20日に、記念のレセプションを開催することとなりました。実行委員会が発足し、企画を検討しております。多くのみなさまにご参加いただきますようご案内申し上げます。

編集後記

- 本年2月、岸敦子弁護士が法テラス安芸から帰ってきました。12月には藤原真由美弁護士（36期）が入所します。昨年退所した麻生由里亜弁護士は、けやき法律事務所執務をしております。また、事務局の尾久陽子さんが9月に退所しました。新天地でのお二人のさらなるご活躍を期待しています。
- おすすめの本を当事務所でも扱っております。お声がけください。
- 今回の企画は、憲法改正問題に焦点をあて、一般の方にも参加して頂く講演会を開催しました。お読み頂いた感想をファックス（042-548-8676）等でお寄せ頂ければ幸いです。（K）

東京地方・家庭裁判所 立川支部
国立国語研究所
自治大 立川
災害医療センター
昭和三公園
IKEA 立川
多摩モノレール
たちかわ中央公園
サンサロード
曙橋二丁目
曙橋
緑川通り
伊勢舟立川
北口
JR 立川
中央線
南武線

当事務所には、駐車場がありません。
最寄りの駐車場はタイムズ高松駅前になります。
(30分100円)

ひめしゃら法律事務所
〒190-0014 東京都立川市緑町7-1
アーバス立川高松駅前ビル1F
TEL. 042-548-8675
FAX. 042-548-8676
受付時間 9:30～17:30 月～金（祝日除）

アクセス

- モノレール立川北駅から上北台行1つ目 高松駅下車 裁判所側出口から徒歩1分
- 立川駅北口から徒歩15分

ホームページもご覧ください

ひめしゃら法律事務所